

車検拒否制度の運用について（例規通達）

平成18年5月31日

佐本交指発第87号

改正 平成29年3月17日佐本務発第256号

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の施行に伴い、車検拒否制度運用要領を別添のとおり制定し、平成18年6月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

別添

車検拒否制度運用要領

1 趣旨

この要領は、車検拒否制度（放置違反金の納付を命じられた者が、当該放置違反金を督促の段階まで滞納している場合は、継続検査又は構造等変更検査時に納付等を証明する書面を提示しないときは、これらの検査を受けることができない制度）を円滑に運用するために、必要な事項を定めるものとする。

2 放置違反金滞納情報照会に対する対応

放置違反金滞納情報照会は、「所有者本人又はその代理人からの照会」及び「放置違反金滞納情報照会利用者リスト登載自動車整備事業者（以下「自動車整備事業者」という。）」に区分して対応する。

なお、他の都道府県公安委員会からの放置違反金納付命令に係る事項の照会については、必要な調査を行い回答するものとする。

(1) 所有者本人又はその代理人からの照会への対応

ア 申請窓口

所有者本人又はその代理人からの照会の申請先は、交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）及び警察署とするが、電話、ファックス等による申請は受理しないものとする。

イ 申請の方法

所有者本人又はその代理人からの照会の申請は、「放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）」（様式第1号）で行うものとするが、その際、運転免許証等の身分を確認できるもので本人確認を行い、申請者が代理人の場合は所有者本人の委任状を添えて申請させるものとする。

ウ 照会結果の回答

照会の申請を受理した交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）又は警察署長は、放置駐車違反管理システムにより必要事項の調査を行い、申請者に対し、次の（ア）又は（イ）により回答するものとする。

（ア） 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合は、「放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）」（様式第2号）に必要事項を記載して交付するものとする。

（イ） 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合は、自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を口頭で回答するものとする。

（2） 自動車整備事業者からの照会への対応

ア 申請窓口

自動車整備事業者からの照会の申請先は、交通指導課及び警察署とするが、交通指導課においてはファックスでの申請のみを受理し、警察署においてはファックス、電話等による申請は受理しないものとする。

イ 申請の方法

自動車整備事業者からの照会の申請は、「放置違反金滞納情報照会書（整備事業者用）兼同意書」（様式第3号）で行うものとするが、その際、同意書欄に自動車使用者による自署又は押印があることを確認して受理するものとする。

ウ 照会結果の回答

照会の申請を受理した交通指導課長又は警察署長は、放置駐車違反管理システムにより必要事項の調査を行い、申請者に対し、次の（ア）又は（イ）により回答するものとする。

（ア） 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合は、「放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）」（様式第4号）に必要事項を記載してファックスで回答するものとする。

（イ） 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合は、自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を電話で回答するものとする。

3 放置違反金等の納付書の再発行

（1） 警察施設の窓口における再発行

ア 再発行場所

交通指導課とする。

イ 再発行手続

○ 放置違反金等の納付書の再発行については、再発行を希望する者から運転免許証等の身分を確認できるものを提示（再発行申請者が代理人の場合は、合わせて委任状の提示）させて再発行の申し出を行わせるものとする。

○ 再発行の申し出を受けた場合は、申請者について必要な本人確認を行い、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請者に対し申請に係る納付書を再発行する。

(2) 郵送による再発行

ア 再発行場所

交通指導課とする。この場合、申請者の免許証の写し、現住所等を記載した返送用封筒及び切手の同封を求める。

イ 再発行手続

放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付書を再発行し申請者に送付する。

4 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付

(1) 滞納処分により放置違反金等の全額を徴収した場合

ア 交付場所

放置違反金等を徴収されたことを証する書面は、交通指導課で交付する。

イ 交付手続

放置違反金等を徴収されたことを証する書面は、当該放置違反金等に係る自動車の使用者に「納付・徴収済確認書」（様式第5号）に交通指導課長の公印を押印した上で、交付すること。

(2) 放置違反金等を納付又は徴収された者が領収証書等を紛失した場合等

ア 申請窓口

放置違反金等を納付又は徴収された者が領収証書等を紛失した場合における当該徴収されたことを証する書面（納付・徴収済確認書）の交付申請は、交通指導課及び警察署で受理する。ただし、郵送による交付申請は、申請者の免許証の写し、現住所等を記載した返送用封筒及び切手の同封を求め、交通指導課のみで受理する。

イ 申請の受理・交付等

○ 放置違反金等を納付又は徴収された者が領収証書等を紛失したなどにより「徴

取されたことを証する書面」の交付申請は、「納付・徴収済確認書交付申請書」(様式第6号)に運転免許証等の身分を確認できるものを提示(申請者が代理人の場合は、合わせて委任状の提出)させて交付申請を行わせるものとする。

- 交付申請を受けた交通指導課長又は警察署長は、申請者について必要な本人確認を行い、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で「納付・徴収済確認書」に交通指導課長又は警察署長の公印を押印し、交付する。

(3) その他

他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る「納付・徴収済確認書」の交付はできないことに留意すること。

様式・別添については、搭載省略